

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年3月30日
【会社名】	昭光通商株式会社
【英訳名】	SHOKO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 稲泉 淳一
【本店の所在の場所】	東京都港区芝公園二丁目4番1号
【電話番号】	03(3459)5111(大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長 飯田 勝
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝公園二丁目4番1号
【電話番号】	03(3459)5021
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長 飯田 勝
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成30年3月29日開催の当社第98回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出いたします。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年3月29日（木曜日）

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 株式の併合の件

平成30年7月1日を効力発生日として、普通株式10株を1株の割合で併合し、あわせて、発行可能株式総数を4億株から4千万株に変更します。

第2号議案 定款一部変更の件

定款第8条に定める単元株式数を1,000株から100株に変更します。また、同条の単元株式数および第6条の発行可能株式総数の変更は、株式併合の効力発生日である平成30年7月1日をもって効力が発生する旨の附則を設け、同日をもって附則を削除します。

会社法の改正により、業務執行を行わない取締役および社外監査役以外の監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となったことに伴い、定款第28条第2項および第35条第2項の一部を変更します。

第3号議案 取締役6名選任の件

稲泉淳一、齋藤豊、橋本隆、中村盛計、灘利浩、八田賢一の各氏を取締役に選任します。

第4号議案 監査役1名選任の件

桜井修平氏を監査役に選任します。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	賛成(個数)	反対(個数)	棄権(個数)	可決要件	決議結果および賛成率(%)
第1号議案 株式の併合の件	71,684	761	0	(注1)	可決 98.95
第2号議案 定款一部変更の件	71,699	746	0	(注1)	可決 98.97
第3号議案 取締役6名選任の件				(注2)	
稲泉 淳一	70,092	2,255	0		可決 96.88
齋藤 豊	71,614	733	0		可決 98.99
橋本 隆	71,853	494	0		可決 99.32
中村 盛計	71,854	493	0		可決 99.32
灘 利浩	71,851	496	0		可決 99.31
八田 賢一	71,866	481	0		可決 99.34
第4号議案 監査役1名選任の件				(注2)	
桜井 修平	71,760	594	0		可決 99.18

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上